

大阪
社会
保険
時報



春の薫り 夜のとばりが明けると、抜けるような、紺碧の空に花が薫る。そよ風が運ぶ心地よき香りと、鳥のさえずりに、新しき命の息吹を覚え、心が弾む。刻や季節が、巧みな組み合わせで、しっかりと私たちを包み込み守ってくれる。自然は「生きる」喜びに充ち溢れ、緑の惑星に住む人間は、この素晴らしい地球と、どのように共存するのかを、もっと真剣に考えなければならない。優しい、美しい、雄大な営みが、どれほど人間にとって大切なものかを忘れないために、先、今月号の写真を重ねてみた。(大阪城梅林)

フォト エッセー 藤本 俊一 (JPS)

- 働きながら年金を受給されている方の在職停止の計算方法が平成22年4月から変わります
- 「資格取得届」は正しくすみやかに届け出ましょう
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・平成22年度の保険料率変更について
 - ・オレンジ色の健康保険証は使用できなくなります
 - ・平成22年5月下旬より被扶養者の資格を再確認させていただきます
 - ・平成22年度特定健康診査
- 大阪府社会保険協会卓球大会が開催されました
- 社保俳壇
- 第55回大阪府社会保険協会写真コンクール入賞作品決まる

職場内で回覧しましょう

働きながら年金を受給されている方の 在職停止の計算方法が 平成22年4月から変わります

平成22年4月（平成22年6月定期支払分）から、在職老齢年金の支給停止の基準となる月額が48万円から47万円に変更されます。

※65歳未満の在職老齢年金の支給停止額を決定するためのもうひとつの基準である、基本月額の28万円については変更ありません。

※支給停止額の計算の基準となる「47万円」については「支給停止調整額」と呼ばれ、賃金や物価の変動に応じて毎年変更される可能性があります。

65歳以上の方の在職老齢年金の具体的な仕組み

1. 老齢基礎年金は、全額支給。
2. 基本月額と総報酬月額相当額との合計額が47万円以下の場合は、老齢厚生年金を全額支給。
3. 基本月額と総報酬月額相当額との合計額が47万円を超える場合は、超えた額の1/2を支給停止。このとき算出した停止額が年金額を超える場合は、全額支給停止。

65歳未満の方の在職老齢年金の具体的な仕組み

1. 基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下の場合は、全額支給。
2. 基本月額と総報酬月額相当額を加味して、次の方法で支給停止額を決定。このとき算出した停止額が年金額を超える場合は、全額支給停止。
 - (1)総報酬月額相当額が47万円以下の場合
 - ①基本月額が28万円以下の場合は、基本月額と総報酬月額相当額の合計額のうち28万円を超えた額の1/2を支給停止。
 - ②基本月額が28万円を超える場合は、総報酬月額相当額の1/2を支給停止。
 - (2)総報酬月額相当額が47万円を超える場合
 - ①基本月額が28万円以下の場合は、基本月額と47万円の合計額のうち28万円を超えた額の1/2と、総報酬月額相当額のうち47万円を超えた額の合計額を支給停止。
 - ②基本月額が28万円を超える場合は、47万円の1/2と、総報酬月額相当額のうち47万円を超えた額の合計額を支給停止。

※基本月額＝（65歳以上の方）老齢厚生年金（報酬比例部分）の年金額÷12

（65歳未満の方）特別支給の老齢厚生年金の年金額÷12

※総報酬月額相当額＝その月の標準報酬月額＋直近1年間の標準賞与額の合計額÷12

在職老齢年金についてわからないことがありましたら、『ねんきんダイヤル』
(0570-05-1165) にお問い合わせください。

日本年金機構

「資格取得届」は正しくすみやかに届け出ましょう

健康保険や厚生年金保険の適用事業所で使用されるようになった人は、日々雇い入れられる人や、2カ月以内の期間を定めて使用される人など適用除外に該当する人や、短時間就労の人を除いて、すべて健康保険・厚生年金保険に加入しなければなりません。

なお、70歳以上の人については健康保険のみの加入となります。

75歳からは適用事業所に使用されていても健康保険の被保険者にはならず、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者になります。

報酬月額届け出は正しく

「資格取得届」により届け出る報酬月額は、基本給はもちろんのこと、通勤手当、住宅手当や家族手当などの諸手当も含まれます。

報酬には、通貨によるもののほか、給食、住宅等の現物によるものも日本年金機構が定めた標準価額に換算して加算されます。

報酬月額は、月額や日給など入社した人それぞれの報酬支払い形態に応じ、その人が1カ月働いたときに支払われるであろう額を算出して届け出ることになっています。

扶養家族のある人は「健康保険被扶養者(異動)届」を同時に

入社した人で扶養家族のある人は、「健康保険被扶養者(異動)届」も提出しましょう。

届け出をしないと被扶養者としての保険給付が受けられないこととなりますので注意しましょう。

確認・決定の内容は被保険者に通知を

年金事務所および事務センターにおいて提出のあった届書の内容を審査のうえ、標準報酬月額を決定し、事務センターより「資格取得確認および標準報酬決定通知書」を送付します。「資格取得確認および標準報酬決定通知書」が届いたら、この内容を被保険者に通知しましょう。

また、「健康保険被保険者証」については、全国健康保険協会大阪支部から送付されますので、「健康保険被保険者証」が届いたら直ちに被保険者に交付し、裏面の住所欄に現住所を明確に自筆させてください。

記入は正確に、提出は5日以内に

「資格取得届」の提出にあたって注意すべき概略を説明しましたが、提出の際には、記入もれや記入誤りのないよう正しい届け出をしましょう。

また、届け出が遅れますと、被保険者となる人への健康保険被保険者証の交付が遅れる等の不利益が生じることがありますので、資格取得した日から5日以内に届け出るよう心がけましょう。

わからないことがありましたら、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

平成22年度の保険料率変更について

協会けんぽの財政は、景気の悪化に伴う保険料収入が大きく落ち込む一方、新型インフルエンザの流行等で医療費の支出が増えたことにより、非常に厳しい状況となっています。このため、平成22年度の保険料率については、かつてない大幅な引き上げを行わざるを得なくなりました。

厳しい経済状況のなかではありますが、加入者皆様の医療と健康と生活を支え、安心して医療のサービスなどを受けることができるよう、このようなご負担につきましては、なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【大阪支部】健康保険料率（一般保険料率）

平成22年2月分(3月納付分)まで
(任意継続被保険者の方は平成22年3月分まで)

8.22%



平成22年3月分(4月納付分)から
(任意継続被保険者の方は平成22年4月分から)

9.38%

【全国共通】介護保険料率

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

平成22年2月分(3月納付分)まで
(任意継続被保険者の方は平成22年3月分まで)

1.19%



平成22年3月分(4月納付分)から
(任意継続被保険者の方は平成22年4月分から)

1.50%

オレンジ色の
健康保険証は使用できなくなります

協会けんぽの健康保険証については昨年8月から9月にかけて、新しい健康保険証（水色）に切替を行いました。当面の間、従来の健康保険証（オレンジ色）も有効として取り扱ってまいりました。

今般、従来の健康保険証の使用期限が平成22年3月31日までとされました。

これにより、平成22年4月1日以降、従来の健康保険証は使用できなくなりますのでご注意ください。

また、従来の健康保険証をお持ちの方は、事業主様を通じて協会けんぽ大阪支部までご返却ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 大阪支部

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7
アーバンエース北浜ビル11階
電話番号 06-6201-7070(代表)

全国健康保険協会

検索



詳しくは、ホームページをご覧ください

平成22年5月下旬より

被扶養者の資格を再確認させていただきます

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者としての条件を満たしているか定期的に再確認します。
平成22年度の被扶養者資格の確認については、平成22年5月下旬より実施いたします。

目的

皆様の保険料につきましては、医療費および高齢者医療への拠出金として使用されています。
協会けんぽにおいては、保険料負担の抑制のため、医療費および高齢者の医療費への拠出金の適正化を目的に健康保険制度上の被扶養者資格の再確認を行います。
(高齢者医療への拠出金は被扶養者を含めた加入者数に応じて拠出することとなります)

平成22年度特定健康診査

加入者「ご家族」の「受診券」を事業主様へお配りします

受診券の申請が
不要になります

従来、4月当初に加入者「ご家族」の特定健康診査の「受診券申請書」をお配りし、申請書をご提出された方に受診券を発券しておりましたが、平成22年度から「受診券申請書」ではなく「受診券」を事業主様へお配りすることになりましたので、届きました受診券は加入者（被保険者）に必ずお配りいただきますようお願いいたします。

なお、特定健康診査の受診には、実施している医療機関に連絡（予約）のうえ「受診券」と「健康保険証」、「ご本人様の窓口負担」を持参してください。

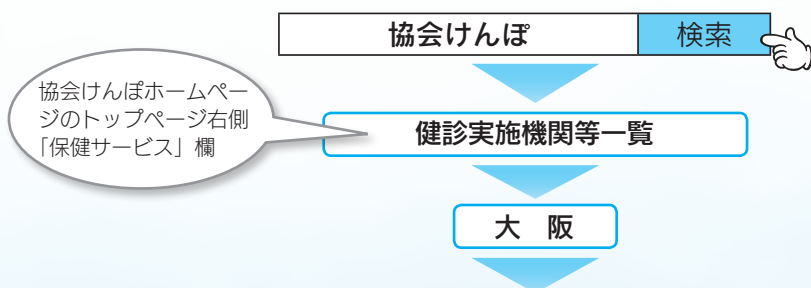
ご注意ください

「受診券」は平成21年12月末時点のデータをもとに作成しておりますので、平成22年1月以降に加入された方や、受診券発券後に健康保険の記号番号が変更された方は、従来どおり受診券の申請が必要となります。

大阪府内の特定健康診査、特定保健指導の実施機関および受診者負担額について

大阪府下の特定健康診査、特定保健指導の実施機関および受診者負担額については、現在、各医療機関と実施に向けた最終調整を行っております。

受診可能な医療機関および窓口負担額については、**決定次第、全国健康保険協会ホームページ** (<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>) に掲載いたしますので、以下の手順で検索のうえご参照ください。



【加入者（ご家族）】の健診実施機関・受診者負担額について

をご覧ください。

※その他、受診券申請書などがダウンロードできます

全国健康保険協会 大阪支部 保健グループ

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階
TEL 06-6201-7077(直通)

大阪府社会保険協会 卓球大会が開催されました



第54回大阪府社会保険協会卓球大会が、2月6日(土)大阪府立体育会館第一競技場において開催されました。今回は、男女合わせて150名により白熱した好ゲームが繰りひろげられました。結果は次のとおりです。

個人戦

●男子の部

- 優勝 入本 修 (京阪電気鉄道(株))
- 準優勝 岡田 秀人 (株タイキ)
- 第3位 前川 忠彦 (株淀川製鋼所 大阪工場)
- 第3位 松井 太佑 (パナソニック電工(株))

●女子の部

- 優勝 田中 由香里 (宏徳産業(株))
- 準優勝 山岡 須美子 (株山岡)
- 第3位 中村 由美 (真和自動車(株))
- 第3位 荒牧 マユミ (株日本アルミ)

団体戦

●男子の部

- 優勝 (株淀川製鋼所 大阪工場)
- 準優勝 パナソニック電工(株) (A)
- 第3位 阪急電鉄(株)
- 第3位 日本ペイント(株)

●女子の部

- 優勝 山田電音(株)
- 準優勝 寿産業(株)
- 第3位 宏徳産業(株)
- 第3位 (株)ミキ

社保俳壇

後藤比奈夫・選評

(有)レイコー 勝山禮子
竜のひげ乱るる中に竜の玉
何でもない庭草の風景を、何でもなく
叙して面白くなった。見どころは「乱る
る中」だけ。竜の鬚は蛇の鬚のこと。ユ
リ科の常緑多年草、初夏、淡紫色の小
花をつける。一月頃、葉に囲まれて瑠璃
色球状の種子をつける。それが竜の玉と
なって賞でられる。その頃、ひげは冬に
なって少々乱れ気味だが、なおしっかり
と玉を抱いているのである。

(株)ソニックス 角中徳義
菊炭の見目美しく火色よく
この句もさりげないことをさりげな
く描いただけ。でも火色まで言って菊
炭の美しさがよく分かる。菊炭は茶
道などで使う切口が菊花状に見える
炭。また見目は現在の漢字の使われ方
で、私たち古い者は眉目と習ったもの。
眉目秀麗の眉目である。

(株)小西商店 池田節子
絵踏の世忘るかに鐘ニコライ堂
「絵踏の世を忘れる」という句は、と
きどき見かけるが、この句、東京へ出
てニコライ堂の鐘を聞いたことが花に
なっている。ニコライ堂は東京神田駿
河台にある日本ハリストス正教会の中
央本部。明るい鐘の音を響かせている
が、弾圧の暗い時代もあったのである。

岩本産業(株) 岩本治朗
梅の香に山の辺の道煌きぬ

北野実業(株) 北野まゆ美
吊鮫鯨ここまで削がれ哀れとも
(株)釘長商店 西浦嘉子
羽子の音何処に消えてしまひたる
読売大阪南販売(株) 津村典子
冬晴へ不得手の口笛そつと吹く
宗教法人西方寺 川那部とし
寝たきりの母の枕辺寒桜
松永電子システム(株) 松永 均
南部から友の便りの梅二月
金森石油(株) 高橋良治
節分の鬼が見たくて豆を撒く
東イン(株) 山口博子
初日の出行者合掌もて迎ふ
(株)サンクス 北山和郎
凍雲やりハビリへ行く道遠く
(株)サンデザインワーク 三木暉之
年の市うかれうかれ買って買ひもせず
安原紙工(株) 小林久美雄
白衣着て白梅の香の中にあり

社保俳壇にふるって ご投句ください

締め切りは、毎月10日です(10日が土
日祝日の場合は前日)。
掲載は、翌月号になります。

投句は、必ず「ハガキ」に3句以内で、
氏名・事業所名・事業所所在地・健康保
険証の記号番号を明記のうえ(財)大阪府社
会保険協会へお送りください。

▽送付先

〒550-0003

大阪市西区京町堀1-3-13

辰巳ビル2階

(財)大阪府社会保険協会

**第55回
大阪府社会保険協会写真コンクール****入賞作品決まる**

今回の応募作品127点について、日本写真家協会会員・藤本俊一先生、全日本写真連盟関西本部委員・広瀬裕子先生と関係者により慎重に審査が行われ、次のとおり入賞作品が決定しました。

【推薦】「ねこに説法」

浜本 節美・コベスコミュニティ(株)

シルエットを捉えた独特の雰囲気、何かを感じさせる手法の巧みに感嘆しました。目をこらしシルエット像を読んで行けば行くほど、静かな語り引き込まれ、静寂な寺の佇まいに、自分もまた同席している感じがします。真っ赤な背景が、巧みに主題と同化し、語りに味づけを加えている。映像の持つ文学性は「写真語」といえるでしょう。幼子、猫、和尚と思われる像が三区体を成し、一つひとつの写真表現語のハーモニーで、一幅の映像が雅淑の美を伝え、生きる歓びを醸し出しています。

このような作品を創り出した作者にぜひ会ってみたいと、心から思う機会は滅多にありません。機会を得られたことは、至福の至りです。感謝！

(藤本俊一)

【特選】「祭りの子」

日下 章・泉田中建設工業(有)

祭りは、その地の土の香りで、土地の人たちの血潮が騒ぐといわれる。幼子の所作は、その歓びを可愛い表情、可憐な手の表情で、私たちに伝わってきます。ハッピーや頭の手ぬぐいからも親の愛情がひしひしと心に染みってくる。このように豊かに育てられている子がいる限り、日本の文化、伝統は確実に伝承されていくでしょう。本当に嬉しいことです。映像に全く無駄がなく一つひとつの小道具が、的確に祭りのイメージを表現しており、見事な構成力である。単純な色彩のなかに、幼子の祭り衣装の色彩が浮かび上がっている構図と、絶妙のシャッターチャンスは心憎いばかりといえます。写真が持つ特性には、文化伝統を後世に伝承するという、重要な記録の役割があり、その意味で風俗を記録することが、写真人に課せられた大切な使命と認識させる作品として、おおいに評価いたします。

(藤本俊一)

【特選】「もうすぐ北へ旅立ち」

松井 良介・(有)サムズ

長野自動車道、豊科インターの近くに白鳥の飛来地がありますが、多分その辺りでお撮りになった作品だと思われます。雪を戴いた山並みを背景に飛ぶ白鳥はまるで一幅の絵を見るようです。

瞬間に撮られたと思いますが、白鳥の位置関係も非常によく先頭の白鳥をリーダーにしてもうすぐ北へ帰るための羽ならしをしているようにも見えて、この瞬間を切り撮られた作者の感性は素晴らしいと思います。

(広瀬裕子)

【特選】「花吹きのなかで」

柳原 薫彦・コーセン建設(株)

乳母車を押した4組の親子に桜吹雪が盛んに降り注ぐなんと平和で微笑ましいシーンなのでしょう。

白い桜のはなびらがバックの黒いコンクリートの壁で強調されこの作品が生き生きと感じられます。公園で1日楽しく遊んだことは、「三つ子の魂百まで」この幼児にも幸せな記憶として残ることと信じます。右端の子供さんが疲れて乳母車に頭をもたげていますが、お母さんの手がそっと伸びたその瞬間を写しとめられたシャッターチャンスがお見事です。

(広瀬裕子)

【審査総評】

藤本俊一(日本写真家協会会員)

近年、写真界の変貌に、カメラを愛する人たちの心は、あまり影響を受けていないのに気づきました。カメラは作品創りの手段であり、それを使いこなす技術を持つ、多くの作家の活躍を見て喜んでおります。上手と思わせる写真よりも、心がこもった作者の作品、1点のキラリと光った中身を感じさせる作品が随所に見られ、内容のある作品が多々発見できたことが収穫でした。1枚の映像から見えないものを感じさせ、音の連想と余韻を楽しませるものも面白い。映像が語る風の音なんて、とんでもないものを読ませる写真など興味津津。文学の領域に踏み込んだ作品を発見したく、頑張って審査をしています。さあ写真の世界からみんなで飛び出し、心の漫遊に旅しましょう！

第55回 大阪府社会保険協会写真コンクール

上位入賞作品



【推薦】「ねこに説法」

浜本 節美
コベスコミュニティ(株)



【特選】「花吹きのなかで」

柳原 薫彦・コーセン建設(株)



【特選】「祭りの子」

日下 章・泉田中建設工業(有)



【特選】

「もうすぐ北へ旅立ち」

松井 良介
(有)サムズ

《入選》

中尾 義雄「大峯山系幾重」(有)クローバー
森岡 豊「白銀の若者」(株)アドクリエーション
奥田 正広「春の色」(有)新家産業
豊田 利隆「フルルちゃん」(株)ハヤシ商会
宇野 清子「少年と飛行機」阪和興産(株)

岩井 征治「静寂」岩井金型工業(株)
小ノ島博善「都会のパラダイス」(株)ホリデーカーサービス
斉藤 濱子「春のうたたね」チャンピオン工業(株)
高岡万幾子「ヤングパワー」(株)村井商事
山里 涼子「おとうさんと一緒」(株)三陽商会

『佳作』については紙面の都合上、作品名・氏名等の掲載を省略させていただきます。